

国民年金法が改正されました

△国民年金とは△

国民年金とは、老令、廃疾、死亡からくる生活の不安にそなえるため、国が設けた制度です。現在、全国で約二千万人、愛媛県で約三十五万人、三崎町で三〇〇〇人が加入しています。

△加入する人は△

こんな人△

わが国の年金制度は、昭和三六年に国民年金が発足して、だれもが、どれかの年金制度に必ず加入しているという、国民皆年金の体制ができあがりました。

① 農業、林業、漁業に従事する人
② 工業商業、サービス業などに従事する人
③ 開業している医師、歯科医師、薬剤師
④ 弁護士、公認会計士、税理士、芸術家
⑤ 日雇労働者、無職者
⑥ これらの人の配偶者、従業員など

△こんな時にはこんな届け出を△

厚生年金などの年金制度に加入したとき……
国民年金をやめる資格喪失届を、逆他の年金制度をやめたときは、国民年金に加入する資格取得届を。
住所、氏名が変わったとき……住所、氏名変更届を。

△35才以上の人のために△

(昭和六年四月一日以前に生れた人)
六五才から老令年金を受けるためには、普通六〇才までの保険料を納めた期間や保険料を免除された期間が二五年以上なくてはなりません。しかし、制度が始まった昭和三六年四月から六〇才に

なるまでの期間が二五年間、保険料はもたない人については、この間に納められなかった保険料(二)に短縮期間が二年間あります。この短縮期間は、六〇才になるまでの期間に四りません。

年あまりの余裕をみて定められていますが、制度に生まれた人で保険料を納めていない人は、いま上経過していませんので、今まで保険料を未納のまま放っておいた人は、この注、いずれの場合も、国民年金手帳と印鑑をお持ちください。

昭和六年四月一日以前に生まれた人で保険料を納めていない人は、いま上経過していませんので、今まで保険料を未納のまま放っておいた人は、この注、いずれの場合も、国民年金手帳と印鑑をお持ちください。

犬の放し飼いは やめましょう

最近、犬の放し飼いが多くなっています。(登録し数多く見受けられ、犬に咬傷事件が多発発生している場合は野犬とみなされ、非難の声を高まっております。ついでに、犬の所有者は処罰されることとなり、又犬の衛生管理の点でも飼育も十分測され、飼育は放し飼いにしないで、必ずついで飼育してください。これは、条例で固く禁じられています。

くらしの中の健康メモ

▼つめと健康

つめの色、つめのようすで体の調子がわかります。まず健康なつめはピンク色です。白っぽいのは貧血を起しやすく、つめの表面のこまかいタテジマは老化現象の一つで、年令によってふえます。また、つめのつけ根に見える白い半月型のものが多量にあるのは、コリ健康に悪影響を及ぼすので、体の調子が悪いとき、ふだんあったものが、

ときは、大きい血管が切れていたり、ひきついたりその時はなんでもなく、かたがた、脳に傷がついたのかもしれません。中には障害が起ることもありますが、少くもおなかの中に出血している疑いのあるときは、頭を高くして静かに寝かせ、医師の診察をたのむことです。頭を強く打ったとき、

わが家を守るカギとベル

一歳末防犯運動にご協力ください

成人と国民年金

一月十五日は「成人の日」です。この「成人の日」は、「おとなになつたことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝い励ます」日であり、この日には全国各地で、二十歳になり、おとなの仲間入りをした若人を祝い励ます成人式が催されます。二十才になると、社会的に、法律上の行為能力が与えられ、民法、刑法などの法律の責任が課せられ、選挙権が与えられます。国民年金に加入することも、また一つの義務です。したがって、二十歳になった人たちは、厚生年金や共済組合に加入していない場合、昼間の大学や高校の学生でな

被保険者の生年月日	老令に必要期間(イ)	満了、しら年(ウ)
明44.4.2~明45.4.1	10年(4)	昭36.4~37.3
45.4.2~大2.4.1	10(5)	37.4~38.3
大2.4.2~3.4.1	10(6)	38.4~39.3
3.4.2~4.4.1	10(7)	39.4~40.3
4.4.2~5.4.1	10(7)	
5.4.2~6.4.1	11	
6.4.2~7.4.1	12	
7.4.2~8.4.1	13	
8.4.2~9.4.1	14	
9.4.2~10.4.1	15	
10.4.2~11.4.1	16	
11.4.2~12.4.1	17	
12.4.2~13.4.1	18	40.4~41.3
13.4.2~14.4.1	19	
14.4.2~15.4.1	20	
15.4.2~昭2.4.1	21	
昭2.4.2~3.4.1	22	
3.4.2~4.4.1	23	
4.4.2~5.4.1	24	
5.4.2~6.4.1	25	
6.4.2~7.4.1	25	41.4~42.3

注(イ)欄の(一)の中の数字は特例による老令年金の必要期間。

歳末たすけ合い 運動にご協力を

歳末たすけあい運動に、ご協力をたまわり厚くお返し申し上げます。

正月には 国旗を掲げ しましょう

灯台

◇正月の統一が決定したので、その経過などを知らせるために広報三十九号を発行することになりました。広報が皆さまと、より密接になるよう努力したいと思っております。ご意見等がございましたら、ぜひおしらせください。